

平成25年

刈谷知立環境組合議会第3回定例会会議録

平成25年12月17日

議事日程第4号

平成25年12月17日(火)

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第4号 指定管理者の指定について(刈谷知立環境組合余熱ホール)
日程第4 認定第1号 平成24年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第5 議案第5号 平成25年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算(第1号)

出席議員(15名)

1番	岡本 優	2番	沖野 温志
3番	池田 福子	4番	加藤 賢次
5番	神谷 昌宏	6番	坂田 修
7番	黒川 智明	8番	清水 行男
9番	久田 義章	10番	中嶋 祥元
11番	新村 健治	12番	三浦 康司
13番	松永 寿	14番	渡辺 周二
15番	村上 直規		

欠席議員(0名)

説明のため議場に出席した者(5名)

管理者	竹中 良則	副管理者	林 郁夫
会計管理者	伊藤 之雅	所長	藤田 勝俊
業務課長	栗田 全雄		

職務のため議場に出席した事務局職員(5名)

課長補佐兼 焼却施設係長	伊藤 寿	総務係長	岡田 金幸
主任主査	野々山 款	主任主査	二宮 正和
主査	稲垣 重敏		

午前10時00分 開会

○議長（清水行男）

おはようございます。ただいまから平成25年第3回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表の通りでありますので、御了承を願います。これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本組合議会、会議規則第72条の規定により、会議録署名議員には、2番 沖野温志議員、14番 渡辺周二議員の両議員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定について、を議題といたします。お諮りします。

本会議の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水行男）

異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

次に、日程第3、議案第4号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

議案書の1ページをお願いいたします。議案第4号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は余熱ホールが改修工事を終え、リニューアルオープンすることに併せ指定管理者を指定するものでございます。

施設の名称は刈谷知立環境組合余熱ホール。指定管理者は神戸市中央区加納町三丁目10番12号、リンクワークス・YMCA・三菱電機ビルテクノサービス共同体、代表者は株式会社 link works 代表取締役、廣瀬琢也でございます。指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日まで5年間とするものでございます。提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるからでございます。

なお、選定の理由でございますが、指定管理者を公募したところ、4社から応募があり、公認会計士、各種団体を代表する者など9名で構成する選定委員会において、厳正に審査した結果、この業者が最も高い点数を取得したためでございます。別添として指定管理者候補者選定調書も御参照

いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水行男）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（清水行男）

3番 池田福子議員。

○3番（池田福子）

選定経過についてお伺いいたします。各種団体3名というのがありますが、それを説明いただけますでしょうか。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

各種団体3名の内容でございますが、刈谷市保健推進連絡協議会、刈谷市学校・幼稚園PTA連絡協議会、及び知立市スポーツ推進委員協議会の代表者でございます。なお、委員の選任に当たっては、当施設に関係ある団体等で幅広く意見をいただける方々で、構成市のバランスを考慮して選任させていただきました。

以上でございます。

○議長（清水行男）

3番 池田福子議員。

○3番（池田福子）

各種団体とも、特に同一にしているものではないということがわかりました。

リンクワークス・YMCA、ここの実績はどうなのかということと、地元が神戸市ということと、そこは全国展開をしているということなのかということと、名前の中にYMCAとありまして、これは青少年の育成に関わる団体だと思うのですが、これについても御説明をお願いします。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

まず代表でありますリンクワークスでございますが、フィットネスクラブ、スイミングスクールの経営、公共及び民間のスポーツ施設、屋外活動施設の管理運営業務の企画などを行っております。実績といたしましては愛知県内をはじめ、全国の多くのプール、スポーツ施設等で管理運営を行っております。現在、全国では直営、指定管理、委託等を含めまして30施設で運営管理を行っております。

次にYMCAでございますが、YMCAにつきましては屋外活動、スポーツ活動を通じた青少年育成事業などの企画運営、国際交流、協力活動などを行っております。実績といたしましては、全国でプール等の受託、あるいはトレーニングルームの受託等を行っております。近隣でいいますと、名古屋市の枇杷島幼稚園等で実績がございます。

以上でございます。

○議長（清水行男）

7番 黒川智明議員。

○7番（黒川智明）

この議案の選定調書のほうを質問させていただきます。指定管理者候補が3社共同体で運営して、指定管理が平成26年4月1日から5年間ということですが、その開始に向けて、共同体それぞれの役割分担や、その体制についてどのように決めているのか教えてください。

業務範囲で3の、施設の維持及び修繕に関する業務ということなのですが、指定管理者の施設管理上の修繕や、利用者が安心して利用できるトレーニングマシン等の機器の点検整備・不具合の対応についての取り組みを、どのようにされているのかということをお教えいただきたいと思えます。

それからもう一点、業務範囲の4項目のうちの2の、利用者サービスに関する業務についてですが、利用者からの声の吸い上げや、それをくみ上げて改善をしていく、そういったものとこの業務範囲が含まれると思えますけれども、どのような仕組みで行っていくのか教えてください。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

役割分担についてでございますが、4月からの指定管理の開始に向けまして、管理業務の範囲、あるいは詳細な事業計画、指定管理料等につきまして、代表事業者と協議を進め、3社の役割分担についても明確にしております。なお、組合といたしましては、施設利用者の安全確保を第一に民間のノウハウの活用による利用者サービスの質の向上、及び施設運営の効率化による経費の削減などを確保していきたいと考えております。また今後、3月末までに基本協定、及び年度協定を締結し6月のリニューアルオープンに向けて準備を行っております。

次に修繕及びトレーニングマシンについてでございますが、これは基本協定の中で施設管理に当たっての修繕につきましては、50万円を超えるものについては組合の負担とし、それ以下の金額のものについては指定管理者の負担にするという予定をしております。

トレーニングマシンにつきましては、指定管理者のリース契約となりますので、最適な状態を保つための点検等につきましては、指定管理者に行っていただく予定をしております。

利用者等の要望の把握についてでございますが、これにつきましては携帯電話、あるいはパソコン等を通じた利用者満足度調査の実施、あるいはアンケート箱の設置による利用者の意見収集。利用団体へのヒヤリングの実施、利用懇談会の開催、あるいはモニター制度の導入といった4点の提案を事業者のほうから受けておりますので、その実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水行男）

7番 黒川智明議員。

○7番（黒川智明）

代表事業者一つという窓口を設けてやりとりをするということで、協定に向けて年度末までに締結をして6月1日のリニューアルオープンに向けてということでございました。その際、指定管理者3社を共同体それぞれと当局がランニングコストを含めた責任区分を明確にして、市民からの声をしっかりと反映していくかどうか。そういった確認、指導することも折り込んでいただき、安心して利用できる体制をしっかりとお願いをしたいと思います。

それでは6月のリニューアルオープン後、当局が指定管理者と利用者の上に立つてどのようにしていくかという質問をさせていただきます。

1点目は指定管理者の業務内容のチェック体制、これをどのように考えているのか。そして2点目は利用料金、これはどのように考えているのでしょうか。またそれに伴い、割引対象となる協定事業所及び、再び更新をするということですので、協定書の更新をされるのかどうか教えてください。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

1点目のチェック体制についてでございますが、指定管理者と締結する協定書の中で毎年度終了後、事業報告書の提出を定めてまいります。事業報告書の内容といたしましては管理業務の実施状況、施設の利用状況、収支状況等でございます。そのほかに定例、及び随時の事務報告等の打ち合わせを行いまして、利用者の声などあらゆる情報の共有化を図り、改善に必要な指示、あるいは指導は随時行ってまいります。またこれらの報告書や打ち合わせに基づき内容を評価いたしまして検証を行ってまいります。

2点目の利用料金についてでございますが、これは条例で定めました利用料金を、指定管理者との協議で条例の範囲内で変更する可能性はあります。

次にプールあるいはプールにおける子どもあるいは高齢者の割引、あるいは協定事業所との割引についてでございますが、こちらのほうは継続を予定しております。それから協定事業所の更新に

ついてでございますが、こちらのほうは指定管理者と行っていただくこととなります。

以上でございます。

○議長（清水行男）

7番 黒川智明議員。

○7番（黒川智明）

ありがとうございます。利用料についてはわかりました。指定管理者の運用の状況については、事業報告書による確認は随時、事務報告等の打ち合わせを行うということでありますけれど、私が思うに、毎日とは言いませんけども、日頃から現場確認というのが非常に大事だと思っておりますので、その点、よろしくお願ひいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（清水行男）

11番 新村健治議員。

○11番（新村健治）

今回、刈谷知立環境組合余熱ホールの指定管理者として期間が平成26年3月31日終了に伴って、議会の議決が必要ということで、今回4社によるプロポーサル方式で行われたということです。昨年までは委託業務から指定管理者として引き継ぐ候補者として、リンクワークス・YMCA・三菱電機ビルテクノサービスの共同体が選定されたという報告ですが、その選定方法として経理諸表審査を含む書類審査による第1次審査と、プレゼンテーションによる第2次審査の2段階で行って、総合的にすぐれているとされている業者ですが、審査項目は幾つ設けられているのでしょうか。お願ひします。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

審査項目につきましては、1次審査の審査項目は民間のノウハウ、自主事業、事業実績など主なものとして10項目を設けております。2次審査の項目としましては、安全確実な高いサービスの提供について、あるいは応募動機や指定管理者の熱意などの総合評価を初め、6項目を設けて行っております。

以上でございます。

○議長（清水行男）

11番 新村健治議員。

○11番（新村健治）

第1次審査で10項目、第2次審査で6項目設けて審査を行ったということですが、このリンクワークス・YMCA・三菱電機ビルテクノサービス共同体、他社との評価基準はどのように総合的

にすぐれたということで評価されたのか教えてください。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

評価についてでございますが、1次審査につきましては、現状を踏まえた利用時間や市民の声を反映する提案がなされている点。自主事業に創意工夫があり、指定管理料を含めた経費の節減が見込める点などが評価されて、10項目中6項目について4社の中で最高点を獲得しております。2次審査におきましては1次審査を通過した3社の中で6項目全てで最高得点を獲得しております。その中で自主事業の取り組みへの熱意、あるいは管理料に対する事業計画の妥当性が総合的に評価されたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清水行男）

11番 新村健治議員。

○11番（新村健治）

平成26年4月1日から5年間、指定管理者としてリンクワークス・YMCA・三菱電機ビルテクノサービス共同体が5年間請け負うわけなんですけど、今後、指定管理期間での指定管理料は変動するのか、するとすればどのような協議が行われるのかお伺いします。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

指定管理料の変動の関係でございますが、5年間の期間中に施設の内容、あるいは運営の内容に変更がなければ毎年の指定管理料に変動はございません。もし協議を行うといった場合は年度協定を行う際に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（清水行男）

ほかに質疑討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。本案について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水行男）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（清水行男）

次に日程第4、認定第1号平成24年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

それでは、平成24年度刈谷知立環境組合一般会計決算について御説明を申し上げますので、決算書の3ページをお願いいたします。

認定第1号、平成24年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により本組合の監査委員の意見をつけて認定に付すものでございます。

4ページをお願いいたします。監査委員による審査意見でございます。決算内容等について良好であり、財政運営は適正であるとされておりますので、お目通しをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは5ページをお願いいたします。平成24年度刈谷知立環境組合一般会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額25億4,712万5,352円、歳出決算額23億7,332万3,299円、歳入歳出差引残額は1億7,380万5,023円で、この金額を翌年度に繰り越すものでございます。

決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により御説明いたしますので、14、15ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目分担金ですが、予算現額18億9,864万6,000円、収入済額は予算現額と同額の18億9,864万6,000円であります。

内訳でございますが、刈谷市が12億1,966万7,000円、知立市が6億7,897万9,000円で比率といたしまして、刈谷市が64.2パーセント、知立市が35.8パーセントでございました。

次に、2款1項1目余熱ホール使用料は、予算現額3,113万3,000円、収入済額は2,736万7,443円であります。これはプール等施設使用料で、平成24年度の利用者数は11万2,342人でした。

2項1目ごみ処理手数料は、予算現額2億200万円、収入済額は2億1,531万5,600円であります。収入未済額は、現年度分、過年度分を合わせて70万2,700円でございます。

2目リサイクルプラザ出品手数料は、予算現額21万4,000円、収入済額は25万5,200円であります。出品者数は延べ1,276人、出品点数は2万4,897点、販売点数は1万3,216点でした。

3款1項1目衛生費国庫補助金は、予算現額2,020万円、収入済額は6,062万3,000円であります。これは、旧工場棟解体工事に対する補助金でございます。

4款1項1目繰越金は、予算現額1億4,090万5,000円、収入済額は1億4,090万5,655円あります。これは、平成23年度決算におきます歳入歳出差額を平成24年度に繰越金として収入したもので

ございます。

5款1項1目雑入は、予算現額1億9,403万8,000円、収入済額2億401万2,454円であります。主なものといたしましては、発電による売電料金が9,435万180円、資源ごみの売払収入が1億480万8,572円、水泳教室受講料が395万5,350円でございます。

最下段の歳入合計ですが、予算現額は24億8,713万6,000円、収入済額は25億4,712万5,352円であります。

16、17ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目議会費ですが、組合議会の運営に要する経費でありまして、支出済額は126万2,600円、不用額は107万400円で、執行率は54.1%でございます。

18、19ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費は、組合の管理運営に要します経費で、主に職員の給与等でございます。支出済額は7,992万7,301円、不用額は405万8,699円で、執行率は95.2%でございます。

20、21ページをお願いいたします。3款1項1目クリーンセンター管理費は、可燃ごみの焼却及び粗大ごみの破砕処理等に要する経費でありまして、支出済額は14億624万3,128円、不用額は6,412万6,872円で、執行率は95.6%でございます。

不用額の主なものといたしましては、需用費として排ガスを処理するための薬品等の消耗品費、水道電気等の光熱水費、燃料費などの節約等により1,423万6,070円の残、次に委託料として焼却施設の点検業務委託を初めとする各種委託の入札差金と、スラグの再利用による灰等運搬処理委託料の減により2,197万5,488円の残、最後に工事請負費として突発的な補修工事に対応するための経費など2,534万1,650円の残であります。

22、23ページをお願いいたします。2目余熱ホール管理費は、温水プール等の管理に要する経費でありまして、支出済額は1億7,958万9,612円、不用額は2,300万4,388円で、執行率は88.6パーセントでございます。

不用額の主なものといたしましては、需用費として水道、ガスなどの光熱水費1,034万9,217円の残、委託料でプール施設等監視及び管理委託の入札差金143万9,596円の残、使用料及び賃借料として下水道使用料など363万3,380円の残、工事請負費として余熱ホール屋根工事に係る入札差金462万9,650円の残であります。

3目クリーンセンター整備費は24年度及び25年度の2年間で行う、旧工場棟の解体及び跡地へのストックヤード等整備に要する経費でありまして、支出済額は1億8,304万5,000円、執行率89.5パーセントで残額の2,145万5,000円は継続費に係る25年度への逐次繰越額であります。

24、25ページをお願いいたします。4款1項1目元金ですが、平成18、19、20年度借入分の償還元金でございまして、支出済額4億3,948万8,756円で、執行率は100%でございます。

2目利子は支出済額8,376万3,932円で、執行率は100%でございます。

5款1項1目予備費につきましては、10万円を計上しておりますが、執行しておりません。

最下段の歳出合計でございますが、支出済額は23億7,332万329円、不用額は9,236万671円で、継続費の通次繰越額は2,145万5,000円でございます。

また26ページに実質収支に関する調書、27ページ以降に財産に関する調書を記載しておりますので、合わせて御参照賜りたいと思います。

また、平成24年度の主要施策の成果報告書及び不用額調べを別冊で添付しておりますので、こちらも合わせて御参照の上、御審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水行男）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（清水行男）

3番 池田福子議員。

○3番（池田福子）

主要施策成果報告書の6ページをお願いします。

余熱ホール管理費の中で、ここ数年の中で毎年プールの利用客の方が漸減しているということで、これに対する対策、利用料としては先ほど説明されましたが価格とかそういう問題ではないのですが、人に対する問題でありますので、このままいくと下がり続けるとは限らないんですけど、何かお考えがあればちょっと教えていただけますか。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

余熱ホールの利用者数でございますが、開設当初は20万人を超えます利用がございました。近隣に類似した新しい施設ができて、利用者が分散したことなどによりまして、近年につきましては12万から13万人程度という横ばいの状況になっております。これは近年の健康志向もございまして利用者の下支えになっているのではないかと考えております。

そんな中で利用者の増加をどのように図るかということでございますが、利用者の少ない和室等を、今回、健康志向に即したトレーニングジム等にリニューアルするとともに、指定管理者導入により利用者サービスの充実など行いまして、より多くの方々に利用いただける施設にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清水行男）

3番 池田福子議員。

○3番（池田福子）

例えば利用者が少なかったとしても、監視員の方はちゃんと置かなければいけないということで、利用者が少なくても経費が同じということを考えれば、もう少し周知させてもらうとかイベントか何かで持ってくるとか、そういうことも考えてもいいのではないかと思いますけどもいかがですか。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

周知についてでございますが、今回、指定管理者の議決をいただきましたので、指定管理者と協議を行いまして、周知については十分行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清水行男）

3番 池田福子議員。

○3番（池田福子）

指定管理者の方に、いろいろ委託すると思うのですが、当施設としてこの施設は何名ぐらいの利用を望むとか、そういうことをお示しいただいて指定管理者の方とお話いただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

何人くらいという目標の利用者数だと思うのですが、現在、12から13万人ほどで推移をしておりますので、これの1割増の、15万人程度になります。それくらいの人数を当面は目標にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水行男）

7番 黒川智明議員。

○7番（黒川智明）

決算書の20ページの3款1項1目クリーンセンター管理費に該当することだと思いますけど、これについて質問させていただきます。

この質問に当たって、環境組合の概要の13ページのところで、ごみ処理費の推移を見たのですが、住民一人当たりの一日の排出量というのは21年度から24年度ほぼ変わっていない状況なので

すが、ごみ1トン当たりの焼却費は、21年度が1万7,700円くらい、24年度に至っては5,000円くらい上がっているのです。2万2,567円ということで、5,000円くらい上がっているという状況で、右肩上がりという状況でございます。

これは事前にお聞きしたところによると、炉の温度が非常に高温で焼却しているために修繕費が年々上がるというふうにお聞きしました。

そこで4点質問させていただきます。焼却炉の寿命はだいたい何年くらいでしょうか。

それから焼却炉の修繕の時期というのはどのように決めて、そこにかかる経費は年々増加していくものなのかどうか。今後も増加していくのかどうか。

環境測定について、法定と自主とそれぞれ、概要の12ページに結果が記録されているのですが、それぞれ何回行われているのか、そしてその経費はどれくらいかかっているのかを教えてくださいたいと思います。

それから4点目、組合の概要にある、排ガスの国の基準、県の基準値と測定値というのがかなり離れています。基準値よりもかなり実際には下回っているのですが、その理由について教えてください。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

一般にごみの焼却施設の寿命につきましては25から30年程度でございます。今後の修繕についてでございますが、供用開始時に25年間の間の大規模修繕などの時期を想定した維持管理費の見込み計画を立てております。その計画のもとに点検、修繕を計画的に行っておりますが、経費については経年により増加傾向にございます。

次に環境測定の回数でございますが、法令に基づくものが煤塵は年6回、その他の有害物質については年2回、ダイオキシン類については年1回、騒音、振動の測定については年1回となります。また法令に基づくもの以外に、有害物質の測定は年4回、ダイオキシン類については年1回行っております。その経費でございますが、経費については661万5,000円でございます。

次に基準値と測定値の差が大きいことについてでございますが、当組合は建設時に定めました基準値より厳しい、地元の方々と交わした協定値がございます。この協定値が項目によって2分の1から10分の1になっていますために、基準値と比較しますと大きな差となって見えます。このことは回数同様、地元の皆さんに安心していただくためのものでございます。

以上でございます。

○議長（清水行男）

7番 黒川智明議員。

○7番（黒川智明）

ありがとうございます。

ごみ焼却施設の寿命が20年から30年ということでありまして、今後も修繕費は経年により増え続ける傾向にあるということでありました。ごみの焼却をすることで周辺住民の方に影響のないように焼却の温度、及び設備の管理をすることで、排ガスの環境測定値は法令よりも厳しい住民との協定値で管理されているということがわかりました。法令検査は合計で10回あるということですが、またその協定値については法令に基づくもの以外で、いわゆる自主測定というもので有害物質のものについては4回、ダイオキシン類については1回の合計5回行って、近隣住民の方への安心を確保しているという内容でございました。それではこれについて、もう少しお聞きしたいと思えます。

修繕工事の後は排ガスの測定値への影響があるのかどうかという点について。それから測定値は協定値に対してどれくらいに推移をしているのか。また変化がないのであれば法令に基づくもの以外の測定、先ほど言いましたけれども、自主測定の回数を減らすということを検討してはどうかと思えますので、そのお考えをお聞きます。

○議長（清水行男）

所長。

○所長（藤田勝俊）

修繕工事につきましては、年度計画に基づきまして施設の故障による運転への影響が出ないように、予防的に前倒しで行っておりますので、排ガスの測定値への影響についてはないものと考えております。また運転中も常時監視を続けまして、修繕工事後、速やかに排ガス測定を行っております。

次に測定値の推移でございますが、地元の皆さんとお約束しております協定値を全て下回る結果となっております。供用開始以降、安定した運転をしております。今後も安心していただくために、必要と考えておりますので、地元との協定もございまして、現時点では回数を減らすといった考えはございません。

以上でございます。

○議長（清水行男）

7番 黒川智明議員。

○7番（黒川智明）

ありがとうございました。

環境への影響の出ないように予防保全として修繕を年度計画に基づいて行っている工事だということでした。環境測定値が管理値を十分に満たしているという結果について行なっている

のがよくわかりました。

また日常管理は当然ですけれども、修繕工事完了後に排ガス測定をしており、焼却炉の変化に対する管理もしっかり行われていることもわかりまして、安心いたしました。この管理に関する考え方は、怠ることなく継続していただきたいと思います。ただし、この管理下において、測定値が協定値に対して余裕があってデータをグラフ化して、長期間安定をしているということであれば近隣の方の理解をしていただくことが大前提ではありますけれども、自主検査の間隔を延ばすということも、税金を使うことですので、経費の削減を考えていかなければいけないかと思いますので、検討していただきたいというふうに思います。

また、焼却施設が老朽化していくということで経費も増加していくということですので、施設保全に関して長期計画をもとに、平準化に努めていただきたいということは先ほどもありましたけれども、焼却炉のメーカーにお任せで修繕しているということになるかと思いますが、そのノウハウというのは当局としても研究をしていただき、適正な平準化の精度というものも上げていただきたいと思います。

さらには今後人口動向を踏まえながら、今後の経費が幾らかかって、その経費がどれくらいかかるか算出していただいて、ごみ焼却炉を使い切るという考え方も大切かもしれませんが、技術革新ということで世の中変わっております。初期投資、維持経費も含めた省エネへの変換も、早くすることでトータルコストが下がるのであれば、検討していただきたいと思います。ぜひ維持管理だけではなく、常に安心安全と経費削減の両立を、違った視点から見ていただきまして、やっていただきたいと期待をいたしておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水行男）

ほかに質疑討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。本案については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水行男）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（清水行男）

次に、日程第5、議案第5号 平成25年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（清水行男）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

それでは議案第5号 平成25年度刈谷知立環境組合一般会計補正予算について御説明申し上げますので、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億522万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,522万5,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとなります。

なお第1表につきましては、2ページ及び3ページに記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、補正予算説明書の6、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款1項1目一般管理費は78万円の増額で、2節給料は47万3,000円の減額、3節職員手当等は20万円、4節共済費は105万3,000円の増額でございます。人事異動に伴う経費の調整を行うものです。この後の人件費の補正も同様の理由によるものでございます。

8、9ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費は7,146万1,000円の減額で、2節給料は19万2,000円、3節職員手当等は17万1,000円、4節共済費は9万8,000円の減額でございます。

11節需用費は2,000万円の減額で、適正な運転管理による消耗品使用量の節約や、購入単価の低下によるものであります。

13節委託料は5,100万円の減額で、説明欄にあります樹木管理委託、施設設備点検業務委託は入札差金、施設運転管理委託は業務の見直しと入札差金でございます。

10、11ページをお願いいたします。

3款1項2目余熱ホール管理費は6万6,000円の減額で、3節職員手当等は3万8,000円、4節共済費は2万8,000円の減額でございます。

次に3目クリーンセンター整備費は15節工事請負費の3,448万円の減額で、旧工場棟整備工事費の入札差金でございます。

次に4、5ページにお戻りください。

歳入でございます。2款2項1目ごみ処理手数料は1,000万円の増額で、上半期の事業系可燃ご

み搬入量が見込み量よりふえたことによるものであります。

3款1項1目衛生費国庫補助金は1,960万8,000円の減額で、これは循環型社会形成推進交付金の要望額より交付決定額が下回ったことによるものでございます。

4款1項1目繰越金は、先ほど認定していただきました平成24年度決算におきます歳入歳出残額1億7,380万5,000円を繰り入れるもので、当初予算におきまして5,000万円を計上しておりますので、今回の補正は1億2,380万5,000円増額とするものであります。

5款1項1目雑入は6,837万2,000円の増額で、このうち資源ごみ売却収入は売却単価が予測を上回ったことなどによるもので、売電電力料金は売電単価の増、及び安定した発電量、所内使用量の節約による売電量が増えたことによるものであります。

1款1項1目分担金におきます2億8,779万6,000円の減額補正は、歳入における前年度繰越金、雑入による増額補正及び歳出における減額補正により、両市の分担金が説明欄のとおり減額とされるものでございます。

以上、よろしく審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（清水行男）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（清水行男）

3番 池田福子議員。

○3番（池田福子）

補正予算説明書の9ページでお願いしたいと思います。

衛生費の1目クリーンセンター管理費13節委託料の中で、厚生労働省の、平成25年度より公共工事設計労務単価というものが示されたと思うのですが、その労務単価のことを考慮してもこのようになったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（清水行男）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

平成25年4月1日以降に契約した工事で、旧労務単価を適用して予定価格を積算したものについては、平成25年度設計労務単価を適用し契約額の変更をするものとなっております。当組合の委託業務の発注において該当する契約は、クリーンセンター植栽管理業務委託の1本でございます。なお、施設運転管理委託、施設設備点検業務委託は旧公共工事設計労務単価を使用しておりませんので、今回の対象とはなりません。これらを考慮した上で、減額を決めておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○議長（清水行男）

11番 新村健治議員。

○11番（新村健治）

5款1目雑収入で売電電力料の増加について。今回の予算を見ますと、売電の収入についていえば5,370万円見込まれていると。売却量もふえていると思いますが、売電電力の増加がどのような要因で、どのようにふえるのか。そして25年度の売電単価が変わったことでしょうか、お伺いしたいと思います。

お願いします。

○議長（清水行男）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

当初予算では23年度の実績をもとに、歳入の見積もりをしておりますが、今回25年4月1日から再生可能エネルギー固定価格買取制度への移行で、単価が1キロワットアワーあたり約4円上昇したことや、所内節電などにより約53万キロワットアワーの売電量の増による増額分としまして約1,900万円。特定規模電気事業者を再入札することにより、10月以降の単価が1キロワットアワーあたり約9円上昇することによる増額分が約3,400万円見込まれることが要因でございます。

以上でございます。

○議長（清水行男）

11番 新村健治議員。

○11番（新村健治）

説明では平成25年4月1日から再生可能エネルギーの固定価格の買取制度が、移行で1キロワットアワーが上昇したことと、その増加分と入札によって単価が上がることによる増額ということです。売電額が上がるということはとてもいいことだと思います。また発電効率を上げることによって年間の発電量も増加するものと思っていますので、引き続いての努力をお願いしたいと思います。

二つ目に3款衛生費、3目施設整備費、クリーンセンターの整備で今回、旧棟の工事に関してですが、一つは旧工場棟が平成21年、長期の役目を終えて焼却炉の解体工事が行われてきました。これで完了したということで、工事請負契約をされている建設工事の共同体が請負契約で5億円、工事の解体が完了したということで、解体工事に伴って環境対策としてダイオキシンなどの有害物質の撤去処分をされたと思いますが、この処分について安全かつ適正に進めていただいていると思いますが、近隣の市民の皆さんに安心してもらうような、環境対策が行われて解体工事が行われたかどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水行男）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

焼却炉の解体工事は、国が定めたダイオキシン類暴露防止対策要綱に基づき対策を実施しております。その対策といたしましては、旧工場棟の開口部を密閉した上、高性能のフィルターを装着した負圧集塵機を設置しております。このことにより内部のダイオキシン類が外部に飛散することなく撤去することができました。

またダイオキシン類の外部への飛散防止対策が確実に行われたかを確認するため、敷地境界において環境調査を実施しており、測定値に問題がなかったことを確認しております。

以上でございます。

○議長（清水行男）

11番 新村健治議員。

○11番（新村健治）

今回、解体工事が完了したわけですが、工事請負費が3,440万円減額されておりますが、減額された理由は何でしょうか。

○議長（清水行男）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

解体工事が完了いたしまして、跡地整備工事の契約も完了したため、入札差金を検討いたしましてサイン計画などの見込み額を残し、減額したものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（清水行男）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水行男）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもちまして、平成25年度第3回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでした。

午前10時57分閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 清 水 行 男

刈谷知立環境組合議会議員 沖 野 温 志

刈谷知立環境組合議会議員 渡 辺 周 二